

消費生活 相談

「新紙幣発行に便乗した詐欺行為」に注意しましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

令和6年7月3日から約20年ぶりとなる新紙幣(1万円札、5,000円札、1,000円札)の発行が始まりました。新紙幣の発行に便乗して、「従来の紙幣は使えなくなる」とうそをつき、「新紙幣と交換する」と言って紙幣をだまし取ろうとする詐欺行為が発生しています。



これまで使用していた旧紙幣は、新紙幣が発行された後も引き続き使用することができます。また、金融機関や行政機関等の職員が電話をかけて紙幣の交換を求めたり、ご自宅へ交換に行くことはありません。「これまでの紙幣が使えなくなる」などといった詐欺行為には十分に注意しましょう。

今後予想されるトラブル事例

【事例1】「お手元の旧紙幣は使えなくなるので交換します」と言われた。

【事例2】「新紙幣は偽札です」と言われ、交換を求められた。

【事例3】「手持ちの現金に偽札がまぎれている可能性があるので交換します」と言われた。

【事例4】「新紙幣の発行に伴い、キャッシュカードを新しくする必要があります」と言われた。

【事例5】「口座のお金を全て新紙幣に交換するので、指定する口座に振り込んでください」と言われた。



被害に遭わないために…

▽新紙幣発行後も、旧紙幣は使えます。相手の言葉をうのみにしないようにしましょう。

▽金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めるとはなりません。絶対に第三者に渡さないようにしましょう。

▽新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。



不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

国民年金
だより



ご存じですか? 「年金
生活者支援給付金制度」

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書を提出する必要があります。※年金生活者支援給付金を既に受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降の手続きは原則不要です。ただし、支給要件を満たさなくなったことにより、一度年金生活者支援給付金を受け取れなくなった方が、その後、再び支給要件を満たしたことにより年金生活者支援給付金の支給を受けようとする場合は、改めて認定請求の手続きが必要となります。

■対象となる方

▽老齢基礎年金を受給している方で、▽65歳以上▽世帯員全員の村・県民税が非課税▽前年の年金収入額とその他の所得額の合計が88万9300円以下——を満たす方

▽障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が472万1000円+(扶養親族の数×38万円)以下である方

■手続きの流れ

①申請…基礎年金の請求書と併せて、水戸北年金事務所または保険課医療保険担当窓口(役場行政棟1階)で本制度の申請をする。②審査結果の受け取り…年金機構から送付される審査結果の通知を確認する。③振込通知書の受け取り…支払い月の月上旬に年金機構から振込通知書が送付される。④年金生活者支援給付金の支給…年金に上乗せして支給される。※支払い月の翌々月の中旬に、年金と同じ受け取り口座に、原則2か月分が年金とは別に振り込まれます。

■問い合わせ

給付金専用ダイヤル(☎0570・05・4092)